次エネルギー消費量（単位をＭＪ／（㎡・年）とする。）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位を％とする。）を併せて明示することができる。	（単位をＭＪ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。
（略）	（略）
（略）	（略）
別表２－２　（略）	別表２－２　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

3　次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二　前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第１の表21の項及び第２の表２の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１～５　略］ ６　携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）	［１～５　同左］ ６　携帯無線通信を行う基地局、携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の送信装置の工事設計の一部分について変更する場合（送信装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）